表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下この項において「申請等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在メキシコ日本国大使（アグアスカリエンテス州、グアナファト州、ケレタロ州、サカテカス州、サン・ルイス・ポトシ州及びハリスコ州の区域を管轄する場合に限る。）	在レオン日本国総領事
在ドイツ日本国大使（ハンブルク市、ブレーメン市、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州及びニーダーザクセン州の区域を管轄する場合に限る。）	在ハンブルク日本国総領事

2　この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域からそれぞれの下欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域からそれぞれの上欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域とそれぞれの下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。

メキシコ合衆国（アグアスカリエンテス州、グアナファト州、ケレタロ州、サカテカス州、サン・ルイス・ポトシ州及びハリスコ州の区域を除く。）	メキシコ合衆国（アグアスカリエンテス州、グアナファト州、ケレタロ州、サカテカス州、サン・ルイス・ポトシ州及びハリスコ州の区域に限る。）
ドイツ連邦共和国（ベルリン市、ブランデンブルク州、メクレンブルク・フォアポンメルン州、ザクセン州、ザクセン・アンハルト州及びテューリンゲン州の区域に限る。）	ドイツ連邦共和国（ハンブルク市、ブレーメン市、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州及びニーダーザクセン州の区域に限る。）

○法務省令第五十六号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、法務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月十八日

法務大臣　岩城　光英

法務省定員規則の一部を改正する省令

法務省定員規則（平成十三年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「五一、〇一二人」を「五一、〇六九人」に改め、同表合計の項中「五二、五六二人」を「五二、六一九人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（法務省定員規則の一部を改正する省令の一部改正）

2　法務省定員規則の一部を改正する省令（平成二十七年法務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表中「五一、〇二六人」を「五一、〇八三人」に改める。

○法務省令第五十七号

供託規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月十八日

法務大臣　岩城　光英

供託規則の一部を改正する省令

供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十六号の二書式を次のように改める。

第二十六号の二書式（第２２条第１項関係）

供　託　振　替　国　債　払　渡　請　求　書

供託振替国債払渡請求書	係員印	受付		調査		照合		交付		元帳	

請求年月日	年　月　日	受付番号	第　号	年　月　日認可 ㊞
供託所の表示		払渡請求取戻事由の及び別	還付　１．担保権実行 ２．	備考
請求者等の住所	（代理人による請求のときは、代理人の住所氏名をも記載し、代理人が押印すること。）（連絡先電話番号）（　　）　－		取戻　１．供託原因消滅 ２．	

供託番号	銘柄	金額
年度国第　号		
年度国第　号		
年度国第　号		
年度国第　号		
計		

振替国債の振替先口座欄		
	参加者（コード）	
	種別（コード）	
	口座区分（コード）	自己口Ⅰ：０１　自己口Ⅲ：０３ Ⅱ：０２　Ⅳ：０４ 預り口　：１１
	請求者の口座に関する事項	

上記払渡しを認可する。

年　月　日

法務局

供託官　　㊞

備考　用紙の寸法は、日本工業規格Ａ列４とする。